

資料4 2002年度CDM研究会報告書(現地調査)

- 4.1 概要
- 4.2 インドネシア
- 4.3 ベトナム
- 4.4 フィリピン

資料 4 2002 年度 CDM 研究会報告書(現地調査)

4.1 概要

平成 14 年度に設置した「地球温暖化対策/CDM 事業研究会」のもとに、途上国(ホスト国)及び我が国民間企業による CDM プロジェクトを円滑にスタートさせることを上位目標とし、①ホスト国窓口機関の体制整備に関するキャパシティビルディングの必要性(ニーズ)、②ホスト国における温室効果ガス削減ポテンシャル、データ整備の状況を把握するために、インドネシア、ベトナム、フィリピンの 3 カ国に置ける現地調査を実施した。

各国の CDM に関連した取組みを見ると、インドネシアが最も早く取組みを開始し、ベトナム、フィリピンと続くが、京都議定書に批准している国はベトナムのみである。各国ともに共通している状況は、①National CDM Authority の指名をめぐる、関連政府機関が競合していること、②欧州の先進国(オランダ、ドイツ等)や豪州が、世界銀行や UNEP の枠組みを利用して、キャパシティビルディングやプロジェクト形成に関する取組みを行っていること、③程度の差はあるが、CDM に関連した取組みに対する我が国による支援を期待していること、等が挙げられる。

世界銀行と GTZ により、最も先進的な取組みを進めてきたインドネシアは、GTZ の支援を受け、National CDM Authority を含む CDM の取組み体制・手続きの整備を環境省中心で確立しようとしており、CDM の受け入れ態勢としては最も進んでいる。しかし、かなり厳しい民間投資の状況の中でバリ島のテロ事件があり、我が国の民間企業の CDM プロジェクトに対する積極的な参加を図りにくい状況であることは否めない。

ベトナムは、京都議定書に批准したものの、省庁再編・人事異動と National CDM Authority の指名に関連した政府機関の競合が同時に生じており、CDM の取組み体制・手続きの整備は現時点では未定である。しかし、政府関係者の CDM に対する興味や期待と、順調に発展している経済状況を踏まえると、CDM の組織・制度・手続きが一旦整えば、急速に進展する可能性がある。

フィリピンは、議定書批准は先延ばしになっているものの、UNEP のキャパシティビルディングプロジェクトの実施とともに、関連省庁間の CDM に関する競合の顕在化を含めて、さまざまな動きがあり、その仕掛けはオランダが主導権を握っているが、我が国に対する期待も大きい。

以上から、我が国は、上記の 3 カ国に対して、国際機関や先進ドナー国の進出状況やその影響力、CDM の取組み体制・手続きの整備状況、CDM プロジェクトのポテンシャル、民間投資の環境等を総合的に勘案して、それぞれの国に適したキャパシティビルディングや CDM プロジェクトの実施戦略を策定していくことが望ましい。

3 カ国の調査結果概要を、以下の表に示す。各国の調査結果の詳細については、次ページ以降に示す。

表 4-1 現地調査結果の概要

	インドネシア	ベトナム	フィリピン
京都議定書批准 CDM 関連手続き	議定書は未批准 CDM 関連手続きも検討中	議定書は 2002 年 9 月に批准 CDM 関連手続きは NSS を基盤として今後検討	議定書は未批准 CDM 関連手続きも気候変動省庁間委員会 (IACCC) が中心となって検討中
省庁の取組	MOE: GTZ の支援を受けて CDM に関する取組の中心的役割を果たそうとしている。CDM プロジェクトのクライトリアを作成している。 MENR: CDM エネルギーセクターに関する委員会を設置している。CDM プロジェクトのクライトリアを作成している。 MoIT: NEDO との協力実績があるが、具体的な動きはまだない。	MNRE: 旧 MOSTE より新設され、CDM の主導権をとる可能性が高い。 MOI: CDM に関する影響力の確保を希望している。 MOST: CDM に関する影響力の確保を希望している。	DENR: IACCC の共同議長・事務局であり、DNA に昇格することを提案している。 DOE: DNA のリーダーとなることを希望している。 ITDI: CDM の SD への貢献を検証する役割を主張している。
ドナー機関の動向	世銀: NSS の終了以降、休止状態。 GTZ: MOE に 1 名常駐して支援を行っている他、2 年間の CDM キャパビリティを予定しているが、予算は限定されている。 オランダ: CERUPT 以外の組織的な動きは小さい。	AusAID: NSS の支援は行ったが、政府に直接的には関与していない。 その他の機関: GEF、UNDP、GTZ、フィンランド、スウェーデン等の温暖化関連の取組があるが、継続的な支援は行われていない。	ADB: PREGA による再生可能エネ、省エネのキャパビリティを実施している。 UNEP-RISO: CDM に関するキャパビリティを実施している。 UNDP: CDM キャパビリティに関するレポートを 1998 年にまとめ、UNEP-RISO の DNA 設立部分を担当している。 オランダ: 上記の PREGA、UNEP、UNDP の取組に資金を提供している。
キャパビリティレビュー インダ	CDM に関する一般的な知見を有する担当者が増えているものもまだ限られている。政府関係者に対する基礎的知識、手続き、技術的課題等の情報提供、普及啓発が重要である。	CDM 担当者の多くは、CDM に関する一般的な知識を有しているものの、政策担当者を含む関係者への基礎的知識、手続き、技術的課題等の情報提供、普及啓発は、まだ重要であり必要性が高い。	オランダの主導によるキャパビリティが行われているが、動きが急であり、十分な基盤は構築されていない。政府機関等に対するキャパビリティを実施することが望ましい。

4.2 インドネシア

インドネシアは、2002年9月29日～10月4日において訪問し、現地政府機関、NGO、国際機関及び先進国大使館等のキーパーソン、及び我が国の政府関連機関等にインタビュー調査を実施した。

現地政府機関として、環境省、産業貿易省、エネルギー・鉱物資源省、インドネシア国家開発計画庁を訪問した。なお、同国の国家気候変動委員会にメンバーとして参加し、NSSの作成に携わった現地NGOであるPELANGIも訪問した。加えて、世界銀行インドネシア事務所、環境省内にポストを持つGTZ、及びオランダ大使館を訪問した。

我が国の政府関連機関としては、JBIC、JETRO、NEDOにインタビューを実施した。また、JICAジャカルタ事務所においては、さまざまな分野の専門家からアドバイスを受けた。

なお、JICAジャカルタ事務所において、2002年10月1日(火)14～17時まで、ミニセミナーが開催された。セミナーには、インドネシア政府機関(環境省、BAPPENAS、エネルギー・鉱物資源省)、インドネシアNGO(Pelangi)、日本側関係機関(JICA、NEDO、JETRO)、ドナー(GTZ、UNDP)と幅広い層からの参加があった。JICAから、連携促進委員会による研究成果の発表、WSSD約束文書「CDMキャパシティブUILDINGに関する協力」の説明、CDMプロジェクト実施に必要な手続き・制度構築に関する説明を行った後、フリーディスカッション形式でCDMのキャパシティブUILDINGを中心とした議論が行われた。インドネシアにおける技術的、組織・制度的ニーズを抽出したことと合わせて、複数の関係省庁による横断的な取組みが求められる、新たなメカニズムであるCDMについて、関係者が一堂に会する機会を提供したこと自体も重要な成果であった。

インドネシア調査を概観すると、まず東南アジア諸国で最も早くNSSに取り組むとともに、CERUPTにも参加しているというCDMに関する先進性が挙げられる。加えて、NSSの作成から継続して、GTZが環境省に技術及び政策支援していることも注目される。最近では、ドイツ(GTZ)の協力に、オランダのODAが加わり、京都議定書批准の支援、NCCC(National Committee for Climate Change)やCDMクリアリングハウスの設立支援、プロジェクト計画書作成支援等を行っている。その一方で、いまだに京都議定書に批准しておらず、National CDM Authorityが決定されていない。また、環境省とエネルギー・鉱物資源省では、それぞれCDMプロジェクト承認のためのクライテリアを作成している。

このように、インドネシアは、環境省がGTZ、世界銀行の支援を受けて積極的にCDMに関連した活動を進めた結果、政府関係者の間ではある程度の知識や情報が集積した一方で、関係する各省庁間の競合が始まり、政府内部における調整段階に入ったと見ることができる。従って、調整が収束に向かえば、比較的早期の段階で、CDMの組織・制度的な実施環境は整備されると考えられる。また、有望なCDMプロジェクトも多いことから、我が国のホスト国としては有望ではあるが、民間の投資環境はいぜん厳しい状況であり、バリ島のテロ事件以降さらに悪化していることを考えると、我が国としての対処方針を明確にしつつ、政府機関主導の取組みを実施する必要がある。

以下に、インタビュー調査から得られた結果の概要を示す。

- (1) 京都議定書の批准、CDMに関連した組織・制度・手続きの進捗状況等

インドネシア政府は、議定書に批准手続きを進めているが、現在は環境省から外務省に関連資料を提出している段階である。批准に関する時期の見通しなども明確には示されなかった。CDMに関する制度・手続きについては、NCCC や承認プロセスの具体的な組織手続きのフローが示されたが、これらも現在検討中(承認を得る過程)との説明がなされた。

組織・制度・手続きに関しては、GTZ 及びオランダの支援が行われることもあり、日本としては当面今後の動向を注意深く見守りつつ、連携の可能性を探ることが妥当であると考えられた。

なお、ODA 資金の流用に関する質問がインドネシア側やドナー側から出されたが、今後、類似の質問も予想されるため、わかりやすい説明メモ等の作成の必要性が示唆された。

(2) 省庁間の取組みと競合について

環境省は上記のように CDM に関する取組みの中心としての役割を果たそうとしている。一方、MEMR はエネルギーセクターに関する委員会を設置するなど、独自の取組みを進めており、CERUPT にも積極的に参加している。MoIT は、NEDO との協力実績があり、省庁の中では CDM に関する能力・ポテンシャルは高いと思われるが、まだ具体的な動きは始められていない。このように、現段階では省庁間の取組みは調整されておらず、一部競合する面も見受けられた。今後のインドネシア政府内での早期の体制整備を図るためには、関係各省の主導権争いに留意しつつ、フォーカルポイントについて慎重な検討と関係省庁全体の底上げを図るような幅広い協力形態を模索する必要が示唆された

(3) キャパシティビルディングの必要性

昨年度調査における本年 2 月の訪問調査時と比較すると、CDM に関する一般的な知見を有する担当者は確実に増えているものの、いまだにほとんど知らない、もしくは複雑すぎて仕組みが理解できない、技術的な課題が多く具体的に自分たちが実施すべき事項を把握できない、または先進国から投資を得て大きな利潤を得るチャンスとしてのみ理解している等、政府関係者に対する情報提供、普及啓発の必要性、重要性が明らかになった。従って、基礎的な知識、手続き／様式、技術的な課題に関するキャパシティビルディングを実施する必要性は高い。このためには、長期の人材育成を目指しつつも当面は相当な規模での人員を比較的短期間で育成する必要があり、国内研修、インドネシア国内での研修会(セミナー)、地域ワークショップ等形態の異なる協力のツールを効果的に組み合わせた実施が適当と考えられる。なお、地方自治体の職員やローカルコンサルタントの育成についても要望があったが、これらはインドネシア中央政府が責任を持って対応することが、オーナーシップの観点からも不可欠であり、そのような活動を支援する形を取ることが妥当であると考えられた。

(4) ポテンシャル調査の可能性

MEMR においても MoIT でも、エネルギー消費量等に関する定量的・詳細なデータで、現時点で容易に入手できる資料は少なく、各担当部局に分散している状況であることが把握できた。しかし、MoIT、MEMR の両者とも CDM における定量的データの重要性を認識し始めており、JICA との適切な協力の元で、ある程度長期にわたり調査を行えば収集・整理することは可能と考えられた。

(5) 他のドナー機関の動向

世界銀行は植林に関する NSS がほぼ終了した現在、小休止の状態である。GTZ においても、CDM に関する 2 年間のキャパシテビルディングを実施予定であるが予算は限定されている。オランダ政府も、CERUPT 以外には組織的な動きは小さい。従って、NSS 等の実施により先行しているこれらの先進ドナー国等と協力の下に、JICA が重複を避けつつ、かつ得意分野においてキャパシテビルディングを実施する意義は大きいことが明らかになった。

(6) パートナーシップの形成促進

日本は、2 国間協力の性格もあり、従来当該国でパートナーシップの形成を主導するような立場を取ることは少なかったと思われる。しかし、今回ミニセミナーを開催して感じた点は、インドネシア政府内各省の情報共有・意見交換、ドナー間の連携、ドナーとインドネシアとの相互理解等を促進するような場を設けることの重要性である。JICA の具体的支援措置をツールとしつつ、「CDM パートナーシップ」等の名の下で、JICA が連携を主催することを検討することが望ましい。このような場に、JBIC、JETRO、NEDO 等も連携して参加することにより、日本のプレゼンスがいっそう高まると考えられる。

(7) インドネシアの投資環境

CDM プロジェクトに係る民間投資は、それ自体が固有のリスクを有しているが、インドネシアにおける投資はそれに加えて以下のような厳しい投資環境であることが明らかとなった。この中には、電力問題のように CDM プロジェクトにとり必ずしもマイナス要因とならないと思われるものもあるが、具体的プロジェクトの形成を促進するための環境整備を考える上で、これらの問題にも十分留意する必要がある。

- ・ 法制度、司法制度の問題(運用の不透明さ、破産法の不備等)
- ・ 地方分権化に伴う問題(税制・規制等の多様化、不透明化)
- ・ 電力問題(2004 年には深刻な電力不足が生じるおそれ)
- ・ 労働問題(労働に極めて有利な慣行の存在)
- ・ 課税面の問題(外国資本が税を多く取られるような実態)

(8) 個別専門家との連携

今後関係各省との CDM 協力を効果的に進めていくためには、各省で活躍しておられる個別専門家の力を借りることが不可欠であることから、情報提供・意見交換を行いつつ、連携を強めていく必要性が示唆された。

4.3 ベトナム

ベトナムは、2002 年 10 月 5 日～12 日において訪問し、現地政府機関、NGO、国際機関及び先

進国大使館等のキーパーソン、及び我が国の政府関連機関等にインタビュー調査を実施した。

現地政府機関として、国家気象総局、科学技術省、計画投資省、貿易省、ベトナム貿易促進庁、エネルギー・環境研究センター、産業省、ベトナム商工会議所、水文気象局、国家環境庁を訪問した。加えて、NSS の実施を支援した AusAID を訪問した。我が国の政府関連機関としては、JBIC、JETRO、NEDO、日本ベトナム産業技術協力会 (JAVITECHS) にインタビューを実施した。また、JICA ハノイ事務所においては、電力分野の JICA 専門家からアドバイスを受けた。

なお、2002 年 10 月 8 日 (火) 14～17 時にミニセミナーが開催された。セミナーには、ベトナム政府機関 (環境省、科学技術省、産業省、貿易省)、他関連組織、公社等、日本側関係機関 (JICA、大使館、NEDO、JETRO、ビジネスアソシエーション) 等から、40 名以上が参加した。JICA から、連携促進委員会による研究成果の発表、WSSD 約束文書「CDM キャパシティビルディングに関する協力」の説明、CDM 実施に必要な手続き・制度構築に関する説明を行った後、ベトナムからも、CDM に関する取組みの現状に関してプレゼンテーションが行われた。フリーディスカッションでは、CDM に関する取組みが緒についた段階であるベトナム政府の関係者が、一堂に会し、情報を共有する機会を提供したことが、最も大きな成果であったと考えられる。

ベトナム調査を概観すると、まずベトナム政府は、アジア諸国の中でも比較的早い、2002 年 9 月 21 日に京都議定書に批准したことが特徴に挙げられる。インドネシアよりは遅れたものの、NSS もオーストラリアの支援で実施している。インドネシアと異なる点は、インドネシアにおける GTZ の存在に比較して、AusAID がベトナム政府に関与していないことである。CDM に関する制度・手続きについては、インタビュー調査によれば、「NSS における検討を進める予定ではあるが、NSS の担当官庁である環境省が首相に提出した単なる調査報告と位置づけており、国としての戦略は今後検討される」としていることから理解できる。一方で、省庁再編が実施されたばかりであり、当分の間、CDM に関連した各省庁の役割分担等は確定されない可能性がある。従って、National CDM Authority の指名、CDM の組織・制度・手続きに関しては、NSS を基盤にはするものの、政府内の調整等に今後かなりの時間を要する可能性がある。

また、ミニセミナーの参加者数 (約 50 人) や内容からも理解できるとおり、政府関係者は CDM に関する興味を有しており、期待は大きいものの、知識、情報はかなり限定されており、今後の普及啓発活動の重要性が示唆された。

このように、ベトナムは、議定書を早々に批准したが、CDM に関する競合が省庁再編と相まって顕在化している状況であり、先進ドナー国の強力なイニシアティブもないことから、調整に時間を要する可能性が伺えた。しかし、ベトナムの政府関係者の CDM に対する興味や期待と、順調に発展している経済状況を踏まえると、CDM の組織・制度・手続きが一旦整えば、急速に進展する可能性があることに留意したい。なお、我が国の民間企業にとって良好な投資環境が今後も継続するのであれば、ベトナムは官民一体となった CDM 実施戦略を策定して、オランダ等他の先進諸国に遅れを取らないように積極的に取り組むべきであると考ええる。

以下に、インタビュー調査から得られた結果の概要を示す。

(1) 京都議定書の批准、CDM に関連した組織・制度・手続きの進捗状況等

ベトナム政府は、2002 年 9 月 21 日に京都議定書に批准した。CDM に関する制度・手続きにつ

いては、NSS における検討を進める予定ではあるが、NSS を担当官庁である環境省(旧 MOSTE から独立)が首相に提出した単なる調査報告と位置づけており、国としての戦略は今後検討されるとしている。このため、現段階では明確なイメージは示されなかった。従って、CDM に関連した組織・制度・手続きに関しては、NSS を基盤にはするものの、これから各省庁間の交渉が行われることを考えると、省庁再編の直後であることもあいまって、具体的な制度構築には、今後かなりの時間を要する可能性がある。日本としては、NSS の資金提供者であるオーストラリア等のドナーの動向に注目しつつも、クリアリングハウスに関連する支援も含め、CDM にかかる中心的な制度面に対する支援の可能性を模索していくことが望ましい。

(2) 省庁間の取組みと競合について

新設された環境省(MNRE)の下に、National Office for Climate Change and Ozone Protection が移ったため、CDM に関する取組みの主導権は MNRE がとる可能性が高いが、MOST(旧 MOSTE)、産業省(MOI)も何らかの形で強い影響力を確保できるよう望んでいる。他の省庁も、CDM が自組織に利益を生むとなれば、省庁間の競合が激しくなる可能性がある。今後のベトナム政府内での早期の体制整備を図るためには、多くの省庁と既にコンタクトしている NEDO/JETRO との連携を深め、関係各省間の競合に留意しつつ、今後の協力の窓口について慎重な検討を行うと共に、関係省庁全体の底上げを図るような幅広い協力形態を模索する必要性が示唆された。

(3) キャパシティビルディングの必要性

面談したベトナム政府機関の関係者は、CDM に関する一般的な知見を有してはいたが、ほとんどの面談者から「政策担当者を含む関係者への情報提供、教育・啓発の重要性・必要性」を聞くことができた。ベトナムの民間企業の団体である VCCI(ベトナム商工会)からも、情報提供、教育・啓発の重要性が指摘された。従って、CDM に関する基礎的な知識、手続き／様式、技術的な課題に関するキャパシティビルディングを実施する必要性は高い。このためには、長期の人材育成を目指しつつも、当面は相当な規模での人員を比較的短期間で育成する必要がある。既にさまざまなキャパシティビルディングの計画を持ち、順次実施している NEDO/JETRO と協力しつつ、国内研修、ベトナム国内での研修会(セミナー)、地域ワークショップ等形態の異なる協力のツールを効果的に組み合わせる実施することが期待された。

また、他のドナーの制度面に係る支援が具体化していないと見られることから、合わせて制度面のキャパシティビルディングの可能性も検討することが望ましい。

(4) ポテンシャル調査の可能性

エネルギー分野の CDM の実施に不可欠な鉱工業分野、発電分野におけるエネルギー消費量等のデータに関しては、現時点で容易に入手できる資料は少なく、各担当部局に分散している状況であることが把握できた。また、省庁間の縦割り意識が強く、省庁間でのデータ・情報の連携が少ないため、データベースが構築しにくい環境であることが明らかになった。MOI 等の関係機関は CDM における定量的データの重要性は認識しているが、網羅的なデータ収集を含むポテンシャル調査を実施した場合、膨大な労力が要求されるとともに、投資の確約がない分野に関しては、ベト

ナム側の協力が得られない可能性があるため、慎重な検討が必要であることが示唆された。

(5) 他のドナー機関の動向

オーストラリアが NSS を実施しており、その他 GEF、UNDP、GTZ、フィンランド、スウェーデン等さまざまなドナーが、温暖化に関連する取組みを実施しているが、これらのうち特定のドナーが継続的に CDM キャパシティビルディングについて支援している状況にはない。一方、NEDO はこれまでにさまざまな政府機関の協力関係を構築してきており、かかる実績を踏まえつつ NEDO 等との連携・協力を図り、支援の方針を検討する必要がある。

(6) 調査結果のフィードバック

今回開催したミニセミナーは、CDM に関する今後の協力について検討するためのキックオフミーティングとも言うべきものであった。このため、セミナーとしての提供情報は制限せざるを得ず、詳細かつ具体的な情報を期待する CDM 関係者には、今後別の機会を設けることが適当と考えられた。また、各機関に対して面談の結果がどのように扱われたか、日本で検討されたかを、適切にフィードバックすることも重要と考えられる。このため、本調査の結果に加え、最新の CDM 関連情報（例えば、今後の COP 等での決定内容等）をベトナムの CDM 関係者に伝えるような機会を適切な時期（例えば MNRE の組織が確定した時期）に持つことが望ましいと考えられた。

4.4 フィリピン

フィリピンは、2002 年 12 月 8 日～13 日において訪問し、現地政府機関、大学、国際機関等のキーパーソン、及び我が国の政府関連機関等にインタビュー調査を実施した。

現地政府機関として、天然資源環境省 (DENR)、エネルギー省 (DOE)、科学技術省 (DOST)、フィリピン国家石油公社 (PNOC-EDC) を訪問した。また、UNEP-RISO が実施している CDM キャパシティビルディングに関するワークショップに参加し、フィリピン側のカウンターパートであるアテネオ大学の Climate Observatory に所属する CCIC (Climate Change Information Center) と面談した。加えて、ADB、UNDP マニラ事務所を訪問した。我が国の政府関連機関としては、JBIC、JETRO マニラセンターにインタビューを実施した。また、産業及び林業分野の JICA 専門家からアドバイスを受けた。なお、フィリピンにおける調査は、インドネシア、ベトナムと異なり、現地におけるミニセミナーは実施せず、インタビュー調査結果を総合的に判断して、JICA の既存スキーム（開発調査等）において実施可能なプロジェクト候補を抽出することに主眼を置いて進めた。

フィリピン調査を概観すると、東南アジア諸国の中で CDM に関して出遅れていたフィリピンにおいて、この1年ほどの間に、さまざまな動きが急速に進展してきていることが特徴として挙げられる。特に、オランダの資金提供により UNEP-RISO が実施する CDM キャパシティビルディングプロジェクトが開始されたことが進展の大きな要因と考えられる。

京都議定書の批准に関しては、昨年末という情報を得ていたが、「2003 年の早い時期」というように遅れ気味であり、National CDM Authority の設立や CDM の関連した組織・制度構築は全て批

准後に行われる予定である。現在の UNFCCC の窓口である IACCC (Inter-Agency Committee on Climate Change) の事務局である DENR とエネルギー分野を担当する DOE の間において、National CDM Authority に関する競合があり、今後もその動きには留意する必要がある。

フィリピンは、NSS を実施していないが、UNEP-RISO の上記プロジェクトが開始され、ADB に赴任しているオランダ人の専門家がこれを後押ししている状況から推測すると、オランダが主導権を握りつつあると考えられる。なお、DOE は、CERUPT のプロジェクトを実施することを望んでいたことが明らかになっている。また、JBIC からの円借款により風力発電プロジェクトを実施している PNOC-EDC は、地熱、風力等の再生可能エネルギー利用の CDM プロジェクトを実施する意欲がある。

このように、フィリピンは、議定書批准は先延ばしになっているものの、関連省庁間の CDM に関する競合の顕在化を含めて、さまざまな動きがあり、その仕掛けはオランダが主導権を握っている。しかし、その動きが急であり十分な基盤が構築されていないこと、ODA や民間投資を通じた我が国の存在が大きいことから、例えば UNEP 等との協力の下に、CDM 関連の支援を行うことは、我が国主導の CDM プロジェクトを推進していく上で有効と思われる。但し、フィリピンの投資環境が優れない状況の中で、まずはフィリピン政府機関等に対するキャパシティビルディングやポテンシャル調査の実施等、日本政府機関主導の取組みを進めることが望ましい。

以下に、インタビュー調査から得られた結果の概要を示す。

(1) 京都議定書の批准、組織・制度・手続き状況

フィリピンの京都議定書への批准は、2002 年末の予定であったが、最近の IACCC (Inter-Agency Committee on Climate Change) の会議の結果によれば、来年(2003 年)の早い時期になる可能性が高いということが、本調査により明らかにされた。National CDM Authority については、同様に IACCC において議論されているが、議定書批准後に事務的に設立される予定である。National CDM Authority の組織/構成に関しては、DENR (Department of Environment and Natural Resources) が検討中である。IACCC の事務局をつとめている DENR は、当該事務局が“Climate Change Office”に昇格して、暫定的な National CDM Authority の役割を果たす案を提案している。一方で DOE (Department of Energy) は、CDM がエネルギー分野のプロジェクトが多いことを理由に、DOE が National CDM Authority のリーダーとなることを望んでいる。また、DOST (Department of Science & Technology) の傘下にある ITDI (Industrial Technology Development & Technology) は、CDM プロジェクトにおいて持続可能な発展に貢献する技術であるかどうかを検証する役割を担う機関として、自らの重要性を主張している。このように、現在は National CDM Authority をめぐって、IACCC の元で、DENR、DOE 等が議論を重ねている状況である。CDM プロジェクトの承認手続きに関しては、同様に検討段階である。

(2) 政府機関等の取組状況

気候変動枠組条約 (UNFCCC) に関連する政府機関により構成される IACCC は、上記のとおり、京都議定書への批准、National CDM Authority の設立、CDM プロジェクト承認制度の構築等に関して議論を重ねている。主なアクターは、DENR、DOE、DOST (ITDI) である。

IACCC の共同議長と事務局をつとめる DENR は、UNEP-RISO が実施している CDM キャパシテ

イデベロップメントプログラムにおいて、オランダ政府の資金により UNDP が担当している National CDM Authority 設立及びキャパシティデベロップメントのカウンターパートをつとめている。DENR は、この他に UNDP のキャパシティビルディングプロジェクトのカウンターパートをつとめた。また、National Communication (NC) や GHG インベントリー作成を担当している。NC に関しては、第 1 回報告書を 1999 年 12 月に作成している。現在は第 2 回報告書の作成のための資金を得るために GEF に申請している。

DOE は、ADB が実施している PREGA (Promotion of Renewable Energy, Energy Efficiency and Greenhouse Gas Abatement) のカウンターパートをつとめている。さらに DOE は、PREGA の前身である ALGAS (Asia Least-cost Greenhouse Gas Abatement) のカウンターパートでもあった。USAID の支援による Philippine Climate Change Mitigation Program (PCCMP) は、DOE がカウンターパートであったが、2001 年に終了した。

DOST (ITDI) は、UNIDO が実施している産業分野の CDM ケーススタディのカウンターパートである。CDM に関する R&D の推進、クリーナープロダクション、GHG 削減策としてのバイオマス/クリーンエネルギーの利用を掲げている。

PNOC-EDC は、地熱、風力、小規模水力等の再生可能エネルギーの CDM プロジェクトを推進する方針を掲げている。現時点では、オランダや世界銀行等との協力関係は特にない。

(3) ドナー機関の取組状況

ADB は、REACH (Renewable Energy, Energy Efficiency, and Climate Change) のもとに、①オランダのファンドによる PREGA、②カナダのファンドによる GHG 削減、吸収強化、及び適応に関する取組、③デンマークのファンドによる再生可能エネルギー及び省エネの 3 つのプロジェクトを実施している。PREGA は、15 カ国を対象として、再生可能エネルギー、省エネ等に関するキャパシティビルディングを実施するプロジェクトである(2 (2) ADB 参照)。フィリピンの National Counterpart Agency は DOE である。

UNEP-RISO は、世界 12 カ国を対象として、CDM キャパシティビルディングの大規模なプロジェクトを進めており、フィリピンにおいては、“Capacity Development for the CDM in the Philippines”を進めている。アテネオ大学の Climate Observatory に所属する CCIC (Climate Change Information Center) が、このプログラムの管理担当組織として UNEP と契約しており、同時に IACCC と MoU を取り交わしている。本プログラムの Draft Work Plan を検討するため、CCIC の主催により 2002 年 12 月 9 日～11 日に 3 日間のワークショップが開催された(2 (3) UNEP 参照)。

UNDP は、DENR をカウンターパートとして 1998 年に“Capacity Building in CDM Project activities: Philippines”をまとめている。現在は、UNEP-RISO のキャパシティデベロップメントの中で、National CDM Authority 設立部分を担当している(前述)。

オランダ政府は、上記の UNEP-RISO の活動に対する資金提供、同活動における National CDM Authority 設立部分に対する UNDP への資金提供等、フィリピンにおける CDM に関係した活動の中で、重要な位置を占めつつある。なお、オランダ政府は、ADB に対して“CDM Facility”設立を呼びかけており、2003 年 4 月頃には ADB の最終的な判断がなされると予想されている。

(4) GHG インベントリー等のデータ整備状況

GHG インベントリーは、1999 年の NC において 1994 年の GHG 排出量を記載している。なお、DENR によれば、1999 年の GHG 排出量は算定済みとのことであったが、COP8 における基準年が 2000 年となったことから、今後は第 2 回 NC の作成と並行して、2000 年の排出量を算定する予定である。

エネルギー分野の GHG 排出量は、1996 年の米国による US Country Study Program におけるエネルギーセクターの GHG 排出量算定用ワークブックを教科書として、DOE が実施している。なお、DENR は、IPCC が 1996 年に改訂出版した GHG 算定マニュアルをフィリピンの国情を踏まえたガイドラインに改訂出版している。今回の調査では、GHG インベントリーを作成するためのデータの取得主体、方法等の詳細情報を得ることはできなかった。

(5) 日本側関係機関の動向

JETRO マニラセンターは、専門家派遣や現地民間企業の日本での研修を行っており、今年度は食品加工工場の省エネを対象として実施した。

JBIC は、北ルソンの風力発電所建設事業に関する円借款案件を仮想 CDM プロジェクトに見立てて検討を行い、課題を抽出する調査を行っている。また、DENR をカウンターパートとして、過去 10 年にわたり植林に関する事業を実施してきた。現在は、得られた成果等を踏まえて、次のステップを検討中である。

(6) JICA の活動状況 (CDM に関連するもののみ)

1) 開発調査

DOE をカウンターパートとして、PDP (電力開発計画) 策定支援及び電力投資促進室の支援を行うことを目的に 2002 年 10 月から 2003 年度後半まで「電力構造改革のためのエネルギー省キャパシティビルディング開発調査」を実施中である。電力需要想定から政策提言までの支援を行うこととし、データ・業務フローを確立していくものである。

2) 専門家派遣

DOE には玉川専門家 (小水力開発)、DTI-BOI には玉置専門家 (投資促進)、DENR には田中専門家 (林業) が精力的に活動中である。また 2003 年 3 月からは、大田専門家 (環境政策) が DENR に派遣される予定となっている。

(7) 今後の取組みについて

今回の調査を通じて検討した、考え得る技術協力 (案) について以下に述べる。

1) プロジェクト例 1: 「CDM の可能性を勘案した総合エネルギー計画の策定」

< 技術協力の目標 >

エネルギーの効率的な利用、省エネを含む総合エネルギー計画 (PEP) を作成する。その過程で GHG インベントリー調査をあわせて行い、エネルギー分野における CDM 活用戦略の提言を行う。

< 成果 >

- ① より効率的なエネルギーの活用を含む、総合的なエネルギー開発計画(PEP)が作成される。
- ② エネルギーを開発する上で、より経済性を高める CDM を活用する基本戦略が作成される。
- ③ 定期的に見直す必要のある GHG インベントリー調査の手法が確立される。
- ④ インベントリー調査の結果を公開することにより、IPP 事業、地方電化事業に CDM の視点が加わり、経済性が改善されることからそれらの事業が促進される。

<協力の内容>

- ① 主要なエネルギー消費分野における GHG インベントリー調査(データ収集の手順の確立とデータベースの構築)
- ② 電力開発計画(PDP)のレビュー
- ③ 投資促進室での情報公開 (GHG インベントリー調査結果の公開)

<必要な Input とスケジュール>

- ・開発調査(2003 年度後半からスタート、2004 年の PEP 作成を支援する)

2)プロジェクト例2:「村落コミュニティ／中小工場の小規模 CDM プロジェクトの支援」

<技術協力の目標>

小規模 CDM プロジェクトの実施者となる村落コミュニティまたは中小企業をターゲットとして、彼らが実施する小規模 CDM プロジェクトがスムーズに進捗するための技術的支援を行う。

<成果>

小規模 CDM プロジェクトを通じて、技術移転、村落コミュニティまたは中小企業における環境管理に関する組織制度構築、及び炭素クレジットの獲得による運営資金の確保等から、コミュニティや中小工場が持続可能な発展が達成される。

<協力の内容>

- ① 小規模 CDM プロジェクト(特に社会林業、省エネを含む工場環境対策等)を実施する意欲のある途上国の事業者(村落や中小工場主)を募り、当該小規模 CDM プロジェクトを実施・支援する日本の NGO、地方自治体、民間企業に紹介する。
- ② 草の根技術協力、プロポーザル型技術協力等の既存のスキームを拡大して、日本の小規模 CDM プロジェクトの実施者を資金的・技術的に支援する。
- ③ 小規模 CDM プロジェクトのプロジェクト計画書の作成を支援し、バリデーション、ベリフィケーション、サーティフィケーション等 CDM プロジェクトの手続きに必要な技術的な支援を行うとともに、資金的な支援も行う。

<必要なインプット>

- ① 小規模 CDM プロジェクトの実施者の応募
- ② 日本の実施者に対する、日本人専門家による技術的(植林技術、省エネ技術等)支援体制の構築
- ③ 日本人専門家による、CDM プロジェクト特有な技術的課題に対する支援体制の構築

<実施のための前提条件>

- ① 京都議定書が批准されていること。
- ② CDM 窓口機関、承認手続きが決定されていること。
- ③ フィリピン政府が、小規模 CDM プロジェクトに対して理解があること。